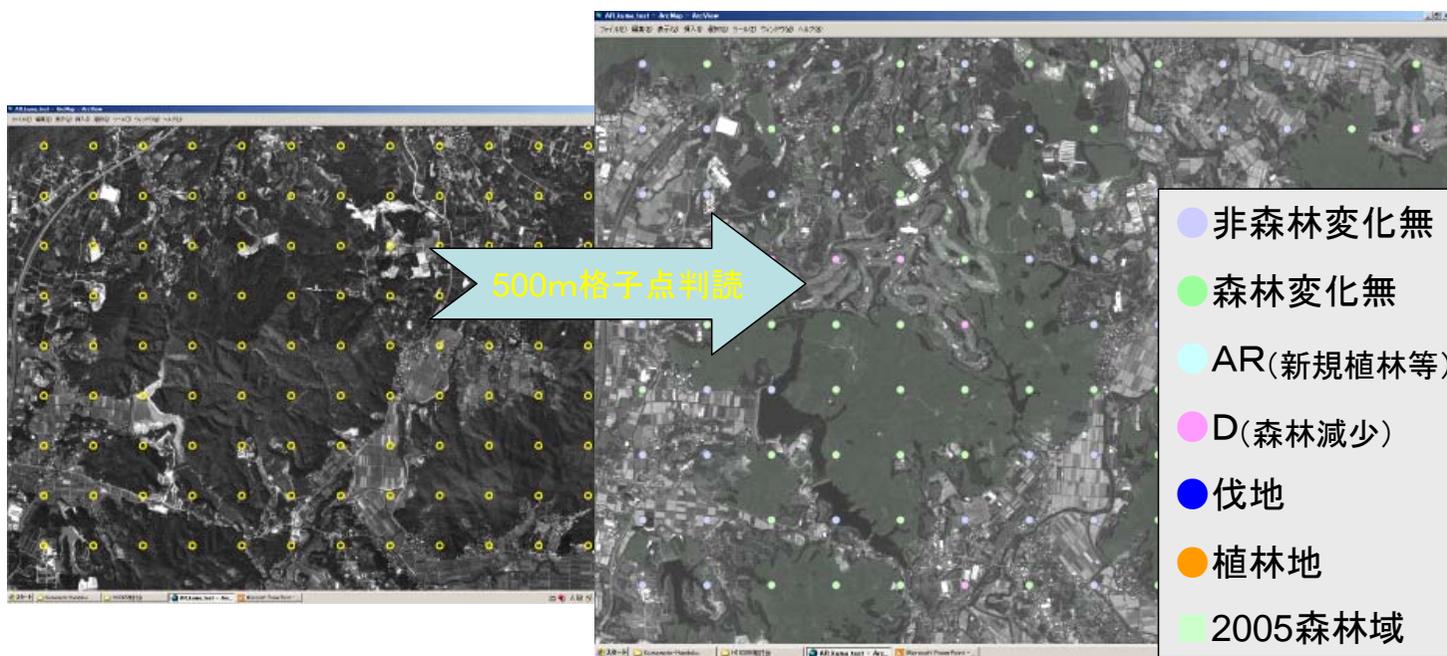


①新たに森林になった場所や森林でなくなった場所の抽出・特定

- 京都議定書においては、新たに森林になった場所や森林でなくなった場所における炭素の量の変化を報告することになっています。
- 森林総合研究所では、1989年末と現在の間の森林に係る土地利用の変化を把握するため、
 - ・1989年末時点の空中写真画像
 - ・人工衛星による直近の画像を比較する方法により土地利用の変化を調べています。



新規植林、再植林、森林減少の把握方法

(出典：日本国温室効果ガスインベントリ報告書(京都議定書3条3及び4の下でのLULUCF活動に関する補足情報(2007.5, 日本国政府))